

今月の言葉

元気なあいさつをしましょう。

営業部

賃貸の火災保険（家財・借家人賠償・個人賠償）について ～シンセロより～

賃貸派の場合、部屋は借り物ですから部屋そのものについては、建物オーナーが火災保険の契約をしています。一方で、後から運び込んだ自分の家財道具は、自分で家財保険の契約をしておかなくてはなりません。「火事なんて出さないし」と言いますが日本には民法の特別法である失火責任法があります。隣家のちょっとした不注意から起きた火事では、たとえもらい火であっても、隣家に賠償請求をすることはできないのです。こうした理由から、自分の家財道具は、自分で家財保険をかけておかないといけません。

借家人賠償責任補償、こちらは建物オーナーに対する賠償を補償するものです。「だって、火事を出しても、賠償しなくていいんでしょ」では済みません。もうひとつが、個人賠償責任補償。こちらは集合住宅ならではのトラブルにも心強い保険です。よくあるケースが、洗濯機のホースが外れるなどして階下を水浸しにしてしまったというもの。あるいは、ベランダから落ちたもので通行人がけがをしたなど、日常生活上で起きた賠償トラブルをカバーできます。

このように、賃貸派の入る火災保険は、家財・借家人賠償・個人賠償の3つの補償がセットされており、賃貸派の暮らしのトラブルをカバーしてくれます。補償金額によって保険料は大きく変動しますが、2年間で平均1万円前後の保険料です。この機会にぜひご検討下さい。



ハラスメントは許しません！

平成29年1月1日より、職場でのセクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントへの防止措置が義務付けられました。伸栄でも別紙のようにハラスメントに対する方針や対策を策定しました。よく読んでください。セクシャルハラスメントは異性に対する行為だけでなく同性に対する行為も対象となります。職場での何気ない冗談が相手の尊厳を傷つけることもあります。気を付けましょう。また、何か問題を抱えている時には一人で悩まず、担当者や伸栄事務所へ来て相談してください。公平にプライバシーを守って対応します。

紹介キャンペーン実施中！～仕事をさがしている、家族、友人、知人、ご紹介ください～

このキャンペーンにご応募の方は所定の書類に記入していただきます。必ず、担当者へ声を掛けてください。紹介してくれた方に、**2万円（紹介された方1人につき）**をお支払します。**ただし紹介された人が、入社日より3ヶ月間伸栄に在籍していることが条件です。**（派遣先の異動はOK）

例) OK 2/10に入社した人が5/10に退社

NG 2/10に入社した人が5/9に退社

★紹介料は満了日の翌月給与と一緒に支払います。例えば5/1～5/31が満了日の場合、6月の給与と共に支払われます。 ※紹介者が退職していて給与が無い場合には紹介料は支払われません

確定申告のお知らせ

今年も確定申告が下記のとおり実施されます。この期間は、税務署内には確定申告会場を設けておりません。開設している日は基本的に平日ですが、一部日曜日も開設しております。確定申告の必要な方は、仕事に影響のない日曜日に行くようにしましょう。マイナンバーが必要になるかもしれません。通知カードや個人番号カードも忘れずにお持ちください。

会場 アクトシティ浜松 展示イベントホール

(浜松市中区中央3-12-1)

開設期間 2月13日(月)～3月15日(水)

※2月19日・2月26日の日曜日に限り、開設しています。

受付時間 午前9時～午後4時

